

10月5日からマイナンバー制度が始まります

● 問合せ先 総務課総務係 ☎72-2111内線242

マイナンバーとは

平成27年10月から日本国内に住民票を持つ全ての人に通知される、一人ひとり異なる12桁の番号を、マイナンバーといいます。社会保障、税、災害対策の分野で、国や市町村などが管理する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されます。

マイナンバー制度実施の流れ

平成27年10月以降	住民票の住所にマイナンバーが通知されます 詳しくは、次のページをご覧ください。
↓	
平成28年 1月以降	社会保障や税の手続きでマイナンバーの記入が必要になります 希望者には個人番号カード(顔写真付きのICカード)が交付されます。
↓	
平成29年 1月	国の各機関でマイナンバーを含む情報のやりとりが開始されます
↓	
平成29年 7月	市町村などでもマイナンバーを含む情報のやりとりが開始されます 手続き時に添付する書類を省略できるなど、皆さんの負担が軽減されます。

マイナンバー制度実施に伴う個人情報の保護対策

マイナンバーを安心・安全にご利用いただくために、制度面とシステム面の両方から個人情報を保護するための対策を講じます。

制度面の保護対策

法律で定める場合を除き、マイナンバーを含む個人情報を収集したり、保管したりすることは禁止されています。また、特定個人情報保護委員会という第三者機関が、マイナンバーが適切に管理されているか監視・監督を行います。さらに法律に違反した場合の罰則も、これまでの個人情報に関する罰則より重くなっています。

システム面の保護対策

個人情報を一元管理するのではなく、これまでどおり、年金の情報は年金事務所、税の情報は税務署といったように分散して管理します。また、国や市町村などの間で情報のやりとりをするときは、マイナンバーを直接使わないようにしたり、システムを利用できる人を制限したり、通信する場合は暗号化するなどの対策を行います。

マイナンバー制度の詳細はこちら



マイナンバー
キャラクター
マイナちゃん

 **コールセンター 0570-20-0178** 全国共通ナビダイヤル

※英語・中国語・韓国語など外国語対応は、0570-20-0291

※一部IP電話などで上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3816-9405

※通話料がかかります

【受付時間】午前9時30分～午後5時30分(土日祝日・年末年始を除く)

 **マイナンバー制度に関するホームページ**

内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

マイナンバーは**住民票の住所**に通知します

●申請・問合せ先 市民課市民係(市西1階) ☎72-2111内線414 〒838-0198 小郡市小郡255-1

実際に住んでいる住所と住民票の住所が違う人は住所変更をしてください

10月以降、個人番号(マイナンバー)を記載した通知カードを送付します。この通知カードは住民票の住所に世帯ごとにまとめて送付します。

実際に住んでいる住所と住民票上の住所が異なる人は、実際に住んでいる住所に住所変更の手続きをしてください。変更手続きを行わないと通知カードが届かない可能性があります。(通知カードは転送できません)

※家族の元に住民票をおいたまま入院、施設入所などを行っている人は、家族の元に通知カードが送付されます

通知カードは
簡易書留で
お送りしますので
受け取りをお願い
します



住民票の住所以外を送付先にできる場合もあります

次のいずれかの特別な事情に該当する人は、現在住んでいる住所(居所)を事前に申請することで、住所変更を行わずに通知カードを受け取ることができます。

- ①東日本大震災により被災し、やむを得ない理由により、居所へ避難していて、住所地において通知カードの送付を受けることができない人
- ②DV(配偶者や恋人などからの暴力)等被害者で、やむを得ない理由により、居所へ移動していて、住所地において通知カードの送付を受けることができない人
- ③長期間にわたって医療機関・施設などに入院・入所することが見込まれ、かつ、入院・入所期間中は住所地に誰も居住していないため、住所地において通知カードの送付を受けることができない人

●申請方法

下記(1)～(3)の必要書類を窓口または郵送で提出

(1)通知カードの送付先に係る居所情報登録申請書

※申請書は市民課窓口を設置しているほか、市ホームページ、総務省ホームページからもダウンロードできます

(2)申請者の本人確認書類のコピー※Aから1点またはBから2点が必要です

A 住民基本台帳カード、運転免許証、運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る)、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書または仮滞在許可書など

B 官公署から発行され、または発給された書類、その他これに類する書類

例) 健康保険証、介護保険の被保険者証、年金証書、官公署発行の各種免許証・認定証など、敬老手帳、生活保護受給者証、学生証、在学証明書、社員証、銀行の預金通帳など(氏名および生年月日または住所が確認できるものに限る)

(3)居所に居住していることを証する書類のコピー

例) 賃貸借契約書、公共料金の領収書、施設などが発行する入所を証明する書類など

※代理人が申請する場合は、上記の他に代理権を証明する書類(委任状など)や代理人の本人確認書類が必要です

- 申請ができる人 登録対象者、登録対象者の法定代理人または任意代理人
※15歳未満の人は必ず法定代理人が申請してください
※世帯単位ではなく、個人単位で申請が必要です

●申請締切

9月25日(金)必着

サービスセンター臨時休館日のお知らせ

マイナンバー法施行準備のため、**10月4日(日)**は
あすてらすサービスセンター
みくにサービスセンター を休館します。